

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年5月22日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1852号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（規則第6-1485号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
所在地	公署及び学校等	区域	所在地	公署及び学校等	区域
(略)			(略)		
上越市	(略)	上越市	上越市	(略)	上越市
	<u>少年課少年サポート</u>			上越警察署高田交番	
	<u>センター上越支所</u>				
上越警察署高田交番	(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。